

宮崎市告示第610号

令和5年7月13日付け宮崎市告示第535号の内容について、次のとおり修正し公告する。

令和5年7月28日

宮崎市長 清山 知憲

- 1 工事名
宮崎科学技術館屋上防水及び屋根改修工事
- 2 修正事項

2 参加資格要件

(2) 共通要件

⑦ 配置予定技術者

「建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が8,000万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。

なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。

また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。」に修正する。

掲示終了 令和5年8月9日